

消防法施行令第3条の2（防火管理者の責務）

1. 防火管理者は、総務省令の定めるところにより、当該防火対象物についての防火監理に係る消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出なければならない。
2. 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実地、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。
3. 防火管理者は防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者（㈱博善社代表）の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
4. 防火管理者は消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

防火管理者は消防法に基づいて、防火に関する講習会の過程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者で、防火対象物の管理権原者（㈱博善社代表）から選任されて、その防火対象物の防火上の管理を行う者を言う。

平成18年に(有)丸倉共立商事が行った建物診断調査において、消防用設備の不備が指摘される。

消防用設備の調査を行った消防設備士によって、建物竣工から平成18年までの間、消防用設備の点検が行われたのは平成14年の1度限りであることが判明した。

平成14年に㈱博善社が行った消防用設備の点検は消防設備士の資格を有する者によって行われていなければならない。その際、平成8年春に行われた㈱博善社による無断造作により生じた消防法を満たしていない箇所が明らかになり、是正が図られていなければならない。しかし、是正されていない。

これら消防用設備の不備は、通常行われている消防用設備の定期点検において明らかになる事柄であり、平成14年に㈱博善社が行った消防設備の点検は、定期点検を行ったという事実証明の必要性が生じた結果によるものと思われる。

平成18年、㈱博善社は清田消防署から改善通知書を受けるも、平成22年に(有)丸倉共立商事が行った清田消防署への消防用設備の定期点検の実施状況についての照会をするまで、

㈱博善社は消防用設備の定期点検・定期報告を実施していなかった。

平成 18 年 11 月 9 日に㈱博善社が清田消防署に提出した改善計画書には「点検報告 定期点検（6 ヶ月毎）3 年に 1 回報告 今回は建築物オーナー報告」と記載し、定期点検と定期報告の履行を順守することを約す改善計画書を提出している。

（有）丸倉共立商事が消防用設備の点検実施について疑いを持たなければ、賃貸借契約満了まで、㈱博善社は消防用設備の定期点検を行わなかったことは明らかであり、経費削減のためには、安全の確保に費やす費用や法令を無視しても構わないという㈱博善社の経営体質を表している。